

一 般 質 問 通 告 書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

2020年 5月 28 日
東村山議長 あて

議席番号 13 番
質問者 山口 みよ

記

一 コロナ対策へ予算の見直しを

新型コロナウイルス感染拡大という社会全体を覆う災いで国民の命と健康が脅かされ、経済と国民の生活・生存が危機にさらされています。感染の影響で経済活動がストップせざるを得ない状況で、現金給付が継続されなければ国民は生きていけないし、経済、文化は崩壊してしまいます。これを国が国民に補償することを憲法 25 条では言っています。また、憲法 29 条では財産権保障があり、営業活動の自粛要請に対して補償することになっています。国が補償をしっかりとすることで国民の協力もより強いものとなっていきます。しかし、国や都の補償は十分とは言えず不安な生活を送っている市民がたくさんいます。

そこで東村山市として何ができるかお伺いします。

1. コロナのために中止・休止になったイベントや事業で不用額になった額はいくらになるかがいます。
2. 市民の生活を優先するため不要不急の事業を延期するという検討はしているかがいます。

二 東京都コロナ感染症緊急対策特別交付金 3 億 4370 万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金限度額 3 億 4370 万円の使い道をうかがいます。

三 コロナ対策で市独自の支援策は何か

五 コロナ対策による介護・福祉施設での損失負担を補償せよ

介護や福祉施設での感染を防ぐことは犠牲者を最小限にするうえで極めて重要なことです。しかし対応が後回しにされ職員が危険にさらされています。利用者さんの自粛により3割ぐらいの通所者が減っているといいます。日割り計算のため、報酬減のほかに食事加算、送迎加算も減になるため合わせると運営がかなり厳しくなっています。

通所できなかつた場合は電話で話ただけでも報酬は請求できるとなったが、本人負担分を請求できないといいます。ある施設では電話で話すことで代用はできないから電話はしていないといいます。事業所の持ち出しになっています。

デイサービス事業所では要介護が外され要支援の利用者が増え報酬が下がり、今度はコロナで減収になるといつまで続けられるか不安だと言っています。もっと小規模の所ではこれ以上持たないだろうという話もされていました。

1. 施設や事業所が継続できるように、コロナで減収になった分を市で補助できないかがいます。
2. 職員が利用者に対して介助など密に触れ合うことが多い仕事です。医療と同じようにマスクや消毒液の保証が必要です。不足しているというところがあります。市として責任をもつ必要があると思いますが考えをうかがいます。

3. 感染の疑いがある方などへの感染対策などの対応を市が責任をもって職員に指導し、相談に乗ることが必要です。市の考えをお伺いします。
4. 新型コロナ感染では介護や障がい者福祉施設など弱い立場の方たちが大きく打撃を受けています。高齢者や障がい者にとってはなくてはならないインフラ事業です。市の責任で守っていくために何をしなければならないかお伺いします。